

都型放課後等デイサービス事業実施要領

3 福保障施第 2946 号
令和 4 年 3 月 31 日
6 福祉障施第 60 号
(最終改正) 令和 6 年 6 月 18 日

1 目的

この要領は、「都型放課後等デイサービス事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）第 19 条に基づき、事業の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

2 活動内容

実施要綱第 5 条による「自立支援と日常生活の充実のための活動」、「創作活動」、「地域交流の機会の提供」、「余暇の提供」の活動について①方針等、②具体的活動内容、③実施規模等の計画を策定すること。なお、各活動は別表 1 を参照すること。

3 個別支援計画

- (1) 実施要綱第 6 条第 1 号による様式は別記様式（ア）とする。本様式を使用せず、他の様式を使用する場合は、別記様式（ア）の内容を盛り込むこととし、使用する様式について都の確認を受けること。
- (2) 5 領域「健康生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」とのつながりを明確にし、個々の障害児の状態・発達過程・特性等に応じて、日々の支援の中で特に重点を置くべき支援内容を記載すること。
- (3) 実施要綱第 6 条第 3 号の学校との連携について、個別の教育支援計画等について情報が得られない場合は、学校との情報交換会等で学校での支援実施内容等を確認し、記録すること。
- (4) 実施要綱第 6 条第 4 号に基づく保護者への報告は、確認を受けた年月日を記録しておくこと。

4 コア職員の配置

実施要綱第 7 条第 2 項に規定するその他の条件は、以下のとおりとする。

ただし、本事業実施後、以下の条件を満たさなくなった場合は、別表 3 のとおり従業者の配置を猶予することができる。

- (1) 常勤職員等であること
- (2) 報酬基準の従事者の員数の算定外であること
- (3) 児童指導員等加配加算を取得していること

(4) 実施要綱第7条第1項第1号のコア職員を配置する場合

①基本補助Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型

ア 実施要綱第7条第1項第1号において定められた職種以外の職員で専門的支援体制加算を取得していること

イ 児童指導員等加配加算及び専門的支援体制加算の対象者でないこと

②基本補助Ⅳ型、Ⅴ型、Ⅵ型

ア 専門的支援体制加算を取得していること

イ 児童指導員等加配加算又は専門的支援体制加算の対象者であること

(5) 実施要綱第7条第1項第2号のコア職員を配置する場合

①基本補助Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型

ア 児童指導員等加配加算及び専門的支援体制加算の対象者でないこと

イ 実施要綱第7条第1項第1号において定められた職種で専門的支援体制加算を取得できる場合は(4)②とする。

5 送迎の実施

(1) 原則として送迎加算又は通所自立支援加算を取得していること

(2) 送迎加算又は通所自立支援加算の取得がない場合、送迎体制について書面で提出すること

6 事業所間の意見交換

実施要綱第10条に規定する事業所間の意見交換の実施方法は、別紙1とする。

7 保護者による事業所の評価

実施要綱第12条に規定する保護者による事業所の評価の実施方法は、別紙2とする。

8 事業計画書の提出

(1) 都が指定する期日までに別途規定する補助交付申請書に添えて事業計画書を提出すること。また、事業開始日は月初日とすること。

(2) 事業計画書の変更の届出が必要な事項は、別表2のとおりとする。

9 関係書類の整備等

関係書類を整備し、事業完了後、5年間事業所に保管するとともに、都が必要と認められた場合には、その求めに応じ提示又は提出しなければならない。また、関係書類は、書面に代えて電磁的記録として保管することも可能とする。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則（令和4年9月12日付4福保障施第1587号）

この要領は、令和4年9月12日から施行する。

附則（令和5年5月26日付5福保障施第109号）

この要領は、令和5年5月26日から施行する。

附則（令和6年6月18日付6福祉障施第60号）

この要領は、令和6年6月18日から施行する。